

新潟空港周辺における住宅騒音防止対策区域内の住宅等に対する
空気調和機器稼働電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱（昭和49年空騒第177号）第2条第2号の規定により騒音防止対策工事に関し助成を受けた住宅及び新潟空港周辺における最終告示日後住宅空気調和機器設置工事補助金交付要綱の規定により空気調和機器設置工事に関し助成を受けた住宅（以下「防音住宅等」という。）並びに公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）（以下「航空機騒音防止法」という。）第6条の規定により整備された共同利用施設（以下「共同利用施設」という。）に設置された空気調和機器（以下「空調機」という。）の稼働に必要な電気料等の補助について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱による補助の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 毎月1日に航空機騒音防止法第8条の2に規定する第1種区域の防音住宅等に居住する者
- (2) 共同利用施設の施設管理者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内において補助するものとする。

- | | | |
|--------------------------|--------|--------|
| (1) 空調機設置台数が1台の場合 | 月額 | 600円 |
| ただし、7、8、9月の3カ月 | 月額 | 4,200円 |
| (2) 空調機設置台数が2台以上の場合 | 月額 | 900円 |
| ただし、7、8、9月の3カ月 | 月額 | 8,100円 |
| (3) 共同利用施設の場合 | 別表のとおり | |
| ただし、電気料等の実績額が別表の額に満たない場合 | 実績額 | |

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者のうち防音住宅等に居住する者は、空調機稼働電気料補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 電気料金に要した額を証する書類等（該当する年度内の1カ月分）
- (2) 前年度、申請していない場合は、住民票の写し。ただし、住民票の写しの添付ができない場合は、その他居住関係を証明する書面に換えることができる。

2 共同利用施設の施設管理者にあっては、空調機稼働電気料補助金交付申請書（別記様式第2号）に電気料金等領収証または写しを添えて市長に提出しなければならない。

3 交付申請の時期は、毎年3月とする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をした場合は、空調機稼働電気料補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するとともに、速やかに、申請者に対して交付するものとする。

（空調機稼働電気料補助金に係る実績報告等の取扱い）

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第6条の規定による補助金の交付申請があったときに当該申請書によってなされたものとする。

2 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、規則第7条の規定による補助金の交付を決定するときにあわせて行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成6年12月12日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 第2条に定める者のほか、平成24年1月24日国土交通省告示第108号により航空機騒音防止法第8条の2に規定する第1種区域の指定を解除された区域内の防音住宅等に居住する者に対し、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を補助するものとする。

（1）平成24年4月から平成26年3月まで 第3条に規定する額

（2）平成26年4月から平成30年3月まで 第3条に規定する額に75%を乗じて得た額

（3）平成30年4月から平成34年3月まで 第3条に規定する額に50%を乗じて得た額

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

施設の名称	補助金の年額
雲雀ヶ丘自治会館	150,000円
はまなす会館	320,000円
松浜入船会館	400,000円

年 月 日

（あて先）新潟市長

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

空調機稼働電気料補助金交付申請書

年度分の標記補助金の交付を受けたいので、新潟空港周辺における住宅騒音防止対策区域内の住宅等に対する空気調和機器稼働電気料補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 新潟空港周辺における住宅騒音防止対策区域内の住宅等に対する空気調和機器稼働電気料補助事業

2 補助対象空調機（屋外機）台数 台

3 補助金交付申請額 円

4 振込先金融機関 変更の有無 有・無（どちらかに○をつけてください）

	振込先	変更後（変更がある場合のみ記入）
金融機関名		
本・支店名		
（フリガナ）		
口座名義		
口座番号		
預金種別		

5 確認事項

次の事項を確認のうえ、□に✓を記入してください。

- ☐ 私は要綱に定める補助の対象者に相違ありません。
- ☐ 私及び私の世帯に暴力団又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

6 添付書類 電気料金に要した額を証する書類等（該当する年度内の 1 カ月分）

年 月 日

（あて先）新潟市長

施設名
管理者住所
管理者氏名
電話番号（ ）

空調機稼働電気料補助金交付申請書

年度分の標記補助金の交付を受けたいので、新潟空港周辺における住宅騒音防止対策区域内の住宅等に対する空気調和機器稼働電気料補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 新潟空港周辺における住宅騒音防止対策区域内の住宅等に対する空気調和機器稼働電気料補助事業

2 補助金交付申請額 円

3 振込先金融機関
変更の有無 有・無（どちらかに○をつけてください）

	振込先	変更後（変更がある場合のみ記入）
金融機関名		
本・支店名		
（フリガナ）		
口座名義		
口座番号		
預金種別		

4 添付書類 電気料金に要した額を証する書類等

第 号の2
年 月 日

（申請者）

様

新潟市長

空調機稼働電気料補助金交付決定通知書
兼補助金確定通知書

付けで申請のあった標記補助金について、新潟空港周辺における住宅騒音防止対策区域内の住宅等に対する空気調和機器稼働電気料補助金交付要綱の規定により、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟空港周辺における住宅騒音防止対策区域内の住宅等に対する空気調和機器稼働電気料補助事業
- 2 交付申請額 円
- 3 交付決定額兼確定額 円